

議案第 3 2 号

飛驒市林業・木工技術者育成確保推進基金条例について

飛驒市林業・木工技術者育成確保推進基金条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 1 0 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

林業・木工技術者の育成及び確保を推進するための制定

飛驒市林業・木工技術者育成確保推進基金条例

(設置)

第1条 飛驒市林業・木工技術者等修学資金貸与条例（令和2年飛驒市条例第 号）の規定に基づく資金を貸与する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、飛驒市林業・木工技術者育成確保推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、300万円とする。

- 2 基金の総額に必要があるときは、予算の定めるところにより基金の増額又は減額をすることができる。
- 3 前項の規定により、増額又は減額が行われたときは、基金の額は増額又は減額の後の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

飛騨市林業・木工技術者育成確保推進基金条例（案）要旨

1 制定の趣旨

本条例は、飛騨市の森林整備及び木材活用の促進に必要な林業及び木工技術者を育成・確保を推進するため、市内で林業及び木製品製造業に従事しようとする学生に対し就学資金を貸与するために必要な資金を確保することで、その体制整備を図ろうとするものである。

2 基金の概要

基金の名称

飛騨市林業・木工技術者育成確保推進基金（運用基金）

積立額

300万円

3 施行日 令和2年4月1日